

## 区域決定調書等作成要領

## 第1 区域決定（変更）調書

## 1 各欄の記載方法

## (1) 路線名

ア 道路の種類等（一般国道、主要地方道、一般県道）を記載しないこと。

〔例〕 正……鳥取鹿野倉吉線

誤……主要地方道 鳥取鹿野倉吉線

イ 一般国道には「線」を付けないこと。

〔例〕 正……179号

誤……179号線

ウ 省略しないで記載すること。

〔例〕 正……鳥取停車場線

誤……鳥取（T）線

## (2) 区間

ア 区間の起終点は、その路線の起点側を起点とすること。

イ 起終点の地先地番は、原則として起点から終点に向かって各告示箇所における区間端の右側の隣接する地先地番とすること。ただし、右側隣接地が無番地の場合は、左側の地先地番とすることができます。（右側隣接地の現況が河川、水路等であっても、有番地である場合は、その地番を用いること。）

ウ 地先地番は、○○○—○地先と記載すること。

〔例〕 正……200—3地先

誤……200—3番地先、200番地3地先

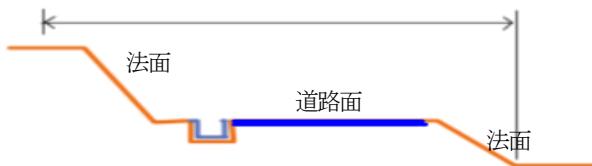
エ 「起点」及び「終点」の字句は記載しないこと。

オ 地名は、市名又は郡名から記載し、県名は記載しないこと。

## (3) 敷地の幅員

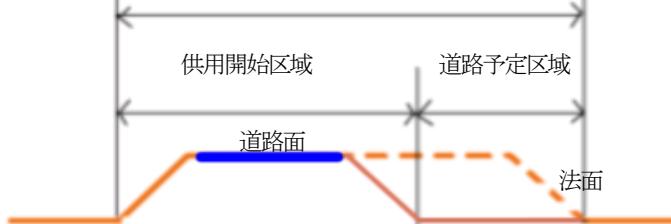
ア 道路を構成する敷地は、道路法を適用させるために道路の区域とする必要がある。したがって、敷地の幅員は、車道及び歩道部分だけでなく、路肩、法面、擁壁その他道路の構造の保全上必要な部分を含めた区域における最大・最小値を記載すること。

道路の区域（敷地幅員）



イ 4車線計画道路において、暫定2車線により供用する予定の場合であっても、4車線計画道路幅員により最大・最小値を記載すること。

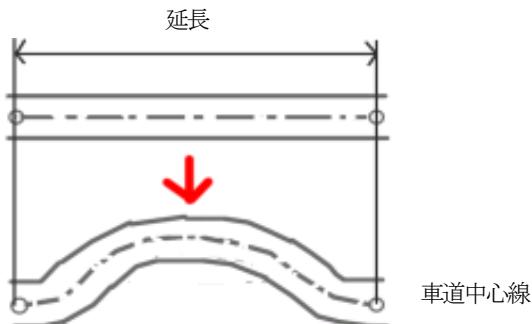
道路の区域（敷地幅員）



ウ 敷地の幅員は、車道の基本幅員の中心に描画された線（以下「車道中心線」という。）の直角方向において測り、メートル単位で小数第1位まで記載すること。

#### (4) 延長

- ア 延長は、車道中心線に沿って測り、メートル単位で記載すること。  
イ 改築工事等により延長が増減する場合の変更前後の延長は、道路部が変更される区間の車道中心線の延長を記載すること。



#### 2 「区間」欄の具体的記載例

##### (1) 起終点が同一市町村内で「大字」表示のある場合

- [例] (起) 東伯郡琴浦町大字赤崎字西野 109-6 地先  
(終) 東伯郡琴浦町大字赤崎字柏谷尻 185-6 地先  
(記載方法)

東伯郡琴浦町大字赤崎字西野 109-6 地先から  
同大字字柏谷尻 185-6 地先まで

##### (2) 起終点が同一市町村内で「大字」表示のない場合

- [例 1] (起) 日野郡日野町秋縄字山ニブ 109-2 地先  
(終) 日野郡日野町秋縄字砂田 87-2 地先  
(記載方法)

日野郡日野町秋縄字山ニブ 109-2 地先から  
同町秋縄字砂田 87-2 地先まで

- [例 2] (起) 鳥取市賀露町字西浜 27-3 地先  
(終) 鳥取市賀露町字灘端 27 地先  
(記載方法)

鳥取市賀露町字西浜 27-3 地先から  
同市賀露町字灘端 27 地先まで

- [例 3] (起) 鳥取市立川町五丁目 36-4 地先  
(終) 鳥取市立川町六丁目 25-5 地先  
(記載方法)

鳥取市立川町 5 丁目 36-4 地先から  
同市立川町 6 丁目 25-5 地先まで

##### (3) 起終点が同一市町村内で地先地番だけが異なる場合

- [例 1] (起) 米子市福市字六反田 3 地先  
(終) 米子市福市字六反田 86 地先  
(記載方法)

米子市福市字六反田 3 地先から  
同字 86 地先まで

- [例 2] (起) 鳥取市湖山町二丁目 23 地先  
(終) 鳥取市湖山町二丁目 47 地先  
(記載方法)

鳥取市湖山町 2 丁目 23 地先から  
同市湖山町 2 丁目 47 地先まで

##### (4) 起終点が同一の場合

- [例] (起) 米子市目久美町 36-3 地先  
(終) 米子市目久美町 36-3 地先

(記載方法)

米子市目久美町 36-3 地先から

同地先まで

(5) 市の区域において、土地登記簿謄本上「大字」表示がある場合でも、告示上は「大字」表示がないものとして取り扱う。

[例] (起) 鳥取市大字大覚寺字縄手 25-5 地先

(終) 鳥取市大字大覚寺字坪ノ平 27-2 地先

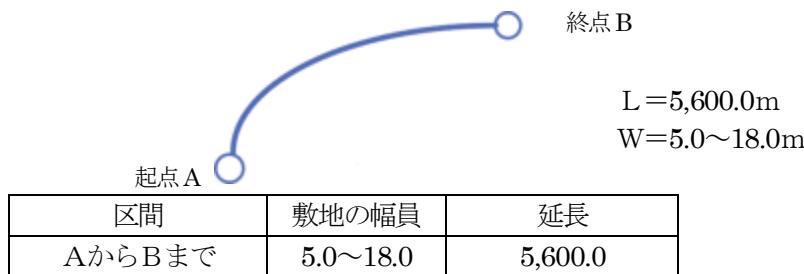
(記載方法)

鳥取市大覚寺字縄手 25-5 地先から

同市大覚寺字坪ノ平 27-2 地先まで

### 3 「道路の区域」欄の具体的記載例

#### (1) 区域決定の場合 (様式第1号)

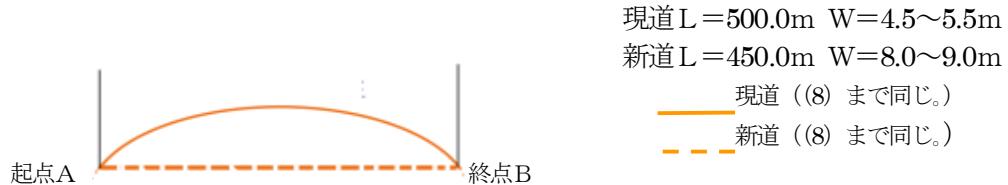


#### (2) 現道拡幅の場合 (様式第2号の2)



区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
AからBまで	変更前	3.5~5.0	100.0
	変更後	8.0~9.0	100.0

#### (3) 現道及び新道とも道路の区域とし、重複管理する場合 (様式第2号の2)



区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
AからBまで	変更前	4.5~5.5	500.0
	変更後	4.5~5.5	500.0
	変更後	8.0~9.0	450.0

#### (4) 上記(3)において現道を道路の区域外とする場合 (様式第2号の2)

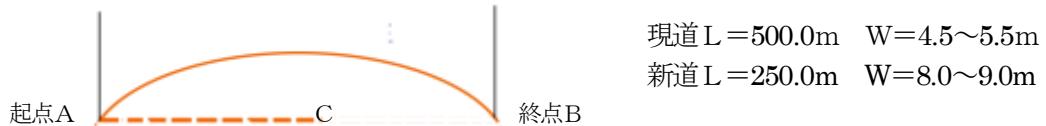
区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
AからBまで	変更前	4.5~5.5	500.0
	変更後	8.0~9.0	450.0

#### (5) 上記(3)により重複管理となった区間の現道部分を道路区域から外す場合 (様式第2号の2)

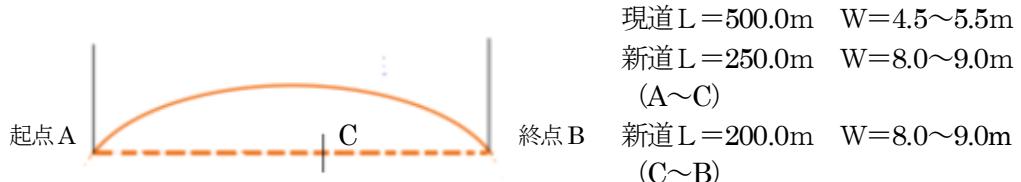
区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
AからBまで	変更前	4.5~5.5	500.0
	変更後	8.0~9.0	450.0
	変更後	8.0~9.0	450.0

(6) 新道のA～C間を道路の区域とする場合 (様式第2号の1)

変更前後の別	区間	敷地の幅員	延長
変更前	AからBまで	4.5～5.5	500.0
変更後	AからBまで	4.5～5.5	500.0
	AからCまで	8.0～9.0	250.0

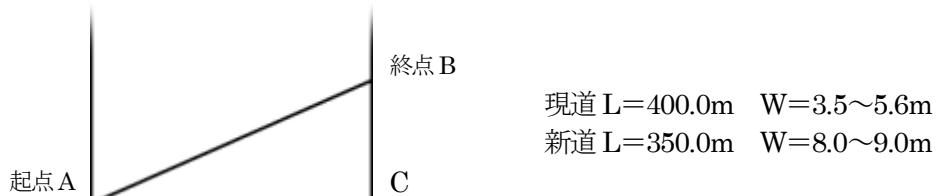


(7) 上記(6)の区域変更の後、新道のC～B間をさらに道路の区域とする場合 (様式第2号の1)



変更前後の別	区間	敷地の幅員	延長
変更前	AからBまで	4.5～5.5	500.0
	AからCまで	8.0～9.0	250.0
変更後	AからBまで	4.5～5.5	500.0
	8.0～9.0	450.0	

(8) 現道と新道の起点又は終点が異なる場合 (様式第2号の1)

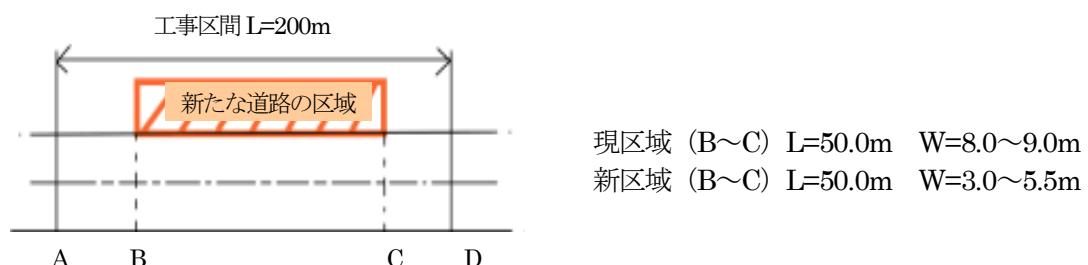


変更前後の別	区間	敷地の幅員	延長
変更前	AからBまで	3.5～5.6	400.0
変更後	AからBまで	3.5～5.6	400.0
	AからCまで	8.0～9.5	350.0

(注) 1 この区域変更は、路線の変更とならない場合 (道路法第9条の規定に基づいて告示された路線の起終点が変更しない場合) に限り可能である。

2 重複管理となった区間の現道部分を道路区域から外す場合は、上記(7)の方法による。

(9) 工事区間と新たな道路の区域の区間が異なる場合

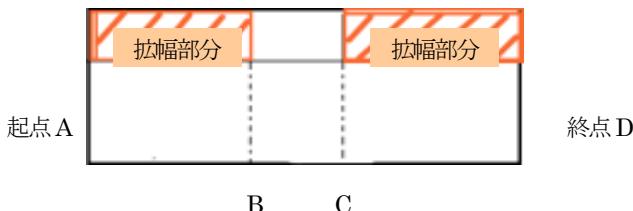


区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
BからCまで	変更前	8.0～9.0	50.0
	変更後	11.0～14.5	50.0

(10) 区域変更区間が連続しない場合で、次の場合のうちいずれかに該当する場合は、一つの区域変更区間とすることができます。(B～C間にいて、変更前及び変更後の最大及び最小幅員が存する場合を除く。) (様式第2号の2)

ア 二つの区域変更区間が同一事業施行区間である場合

イ 二つの区域変更区間が道路台帳平面図の同一図面内で、そのB～C間の距離が50mを越えない場合  
ウ 上記のほか一つの区域変更区間とすることが適当な場合



拏幅前

(A~B) L=100.0m W=3.0~5.5m

(B~C) L=70.0m W=11.5~12.5m

(C~D) L=90.0m W=3.5~6.5m

拏幅後

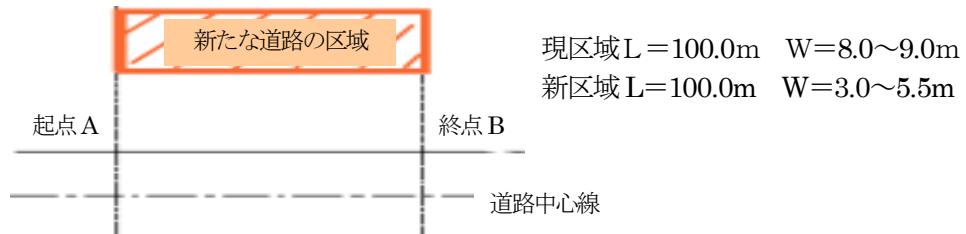
(A~B) L=100.0m W=10.0~15.5m

(C~D) L=90.0m W=10.5~12.5m

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
Aから D まで	変更前	3.0~12.5	260.0
	変更後	10.0~15.5	260.0

(11) 雪崩防止柵の設置等により、新たに道路の区域としようとする部分が遊離している場合

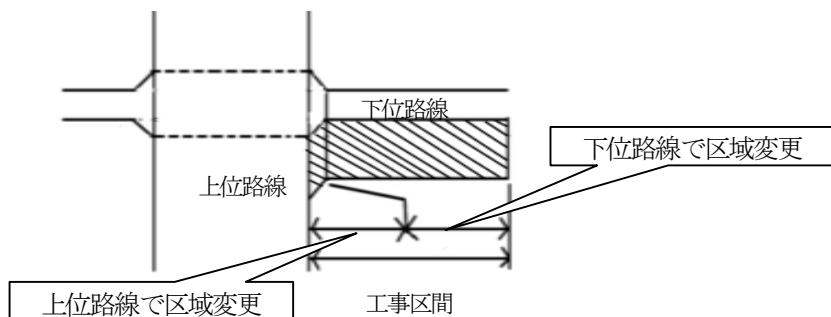
区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
AからBまで	変更前	8.0~9.0	100.0
	変更後	11.0~14.5	100.0



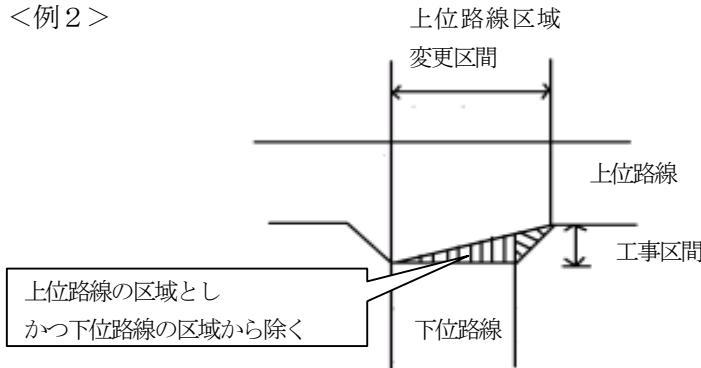
#### 4 平面交差又は接続における道路の区域の取扱い

(1) 知事が管理する一般国道又は県道（以下「県管理道路」という。）と県管理道路が平面交差又は接続（以下「交差等」という。）する場合は、交差等の接続部は、原則として一般国道にあっては路線名の数字、県道にあっては路線番号の若い路線（以下「上位路線」という。）の道路の区域とすること。

### 〈例1〉



<例2>



(2) 市町村道等他の者が管理する道路と交差等する場合は、管理区分界を他の管理者との協議により決定することとし、道路の区域は、所有権によるのではなく、当該管理区分界により決定すること。

## 5 他の路線と重複する場合の取扱い

他の県管理道路に重複させようとする場合は、重用路線といえども独立した路線であるので、それぞれの路線として区域の決定（変更）の手続を行うこと。この場合において、バイパス工事のときは、次の手順により取り扱うこと。

ア 上位路線の上記3の（3）の区域の変更の手続を行う。

イ 工事完成後も、現道を県管理道路として存置する場合は、上位路線について上記3の（5）の区域の変更を行い、新たに道路の区域となった部分について供用の開始の手続を行う。（現道は、下位路線により県管理道路のままである。）

ウ 工事完成後、現道を不用物件とする場合は、上記イの手続とともに下位路線の上記3の（4）の区域の変更及び供用の開始の手続を行う。

## 第2 区域決定調書等添付図書

### 1 位置図

(1) 位置図は、県土整備局総合管内図（縮尺5万分の1）又は国道交通省国土地理院発行の図面（縮尺5万分の1）とし、原則としてA4版の大きさとすること。

(2) 現道は黄色、新たに道路の区域となる部分は赤色により明示すること。

(3) 区域の決定（変更）区間が2箇所以上ある場合は、符号等により区域決定調書等の区間と対照できること。

### 2 平面図

(1) 平面図は、道路台帳平面図（縮尺千分の1）とすること。

(2) 道路の区域を次の区分により着色すること。

ア 新たに道路の区域となる部分………赤色

イ 従前から道路の区域の部分………黄色（変更後の平面図は、当該区間を赤線で囲う）

ウ 道路の区域外とする部分………緑色

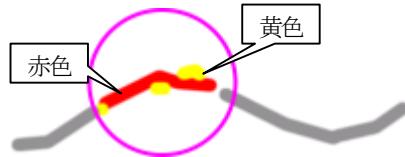
(3) 現道及び新道の道路の区域界を赤線で明示すること。

(4) 現道及び新道の道路の区域の最大・最小幅員の位置及び数値を明記すること。

(5) 起終点の区間の表示（地先地番、累加延長（距離標による表示））を引出し線により記載すること。

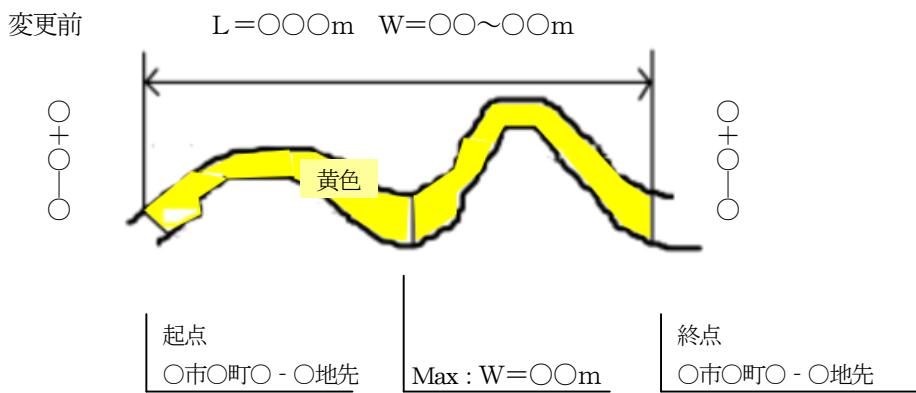
### 3 位置図等の作成例

#### (1) 位置図

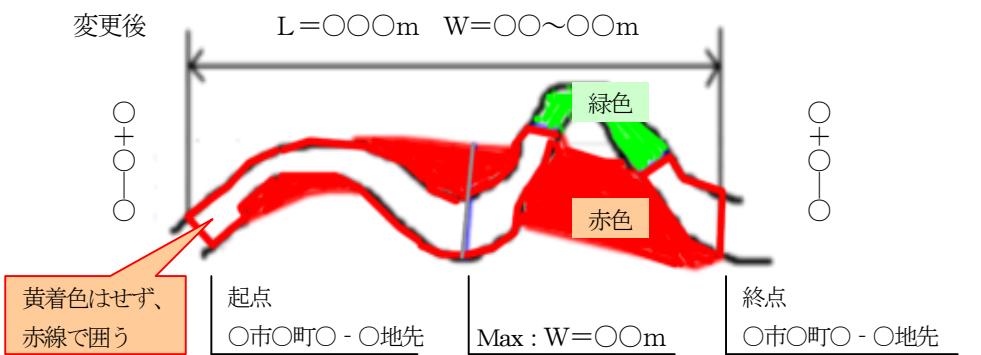


#### (2) 平面図

変更前



変更後



#### 第3 供用開始調書

- 1 第1の1の(1)及び(2)の記載方法は、供用開始調書の「路線名」及び「区間」の欄の記載方法について準用する。
- 2 「供用開始の期日」の欄には、供用開始予定年月日を記載すること。

#### 第4 供用開始調書添付図書

第2の1及び2の図面の作成方法は、供用開始調書に添付する図面の作成方法について準用する。  
なお、第2の1及び2で作成し区域決定調書に添付した図面と変更がない場合には、その図面を使用することができる。

## 様式第1号（第3条関係）

## 道路区域決定調書

路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

## 様式第2号の1（第4条関係）

## 道路区域変更調書

路線名	変更 前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	変更前			
	変更後			

## 様式第2号の2（第4条関係）

## 道路区域変更調書

路線名	区間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前		
		変更後		

## 様式第3号（第5条関係）

## 供用開始調書

路線名	区間	供用開始の期日
		平成 年 月 日

## 様式第4号（第9条関係）

路線番号	区域決定（変更）		供用開始	
	告示	告示番号	告示	告示番号
マイクロフィルム管理番号	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
路線名	区間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		変更前		
		変更後		
	路線重複通知	兼用協定締結	管理引受け	管理引渡し
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	備考			